

無料法律相談会を開催

町では、長野県弁護士会佐久在任会と連携して、無料法律相談会を開催します。債務整理や相続、契約などのトラブルでお困りの方は、ご利用ください。完全予約制です。秘密は固く守られますので安心してご相談ください。

日時 6月25日(金)
午後1時30分～3時30分

相談会場 役場2階相談室4
(控室 役場2階会議室2)

申込時間
午前8時30分～午後5時15分
(土日 祝日を除く)

申込締め切り 6月18日(金)

対象者 町内在住者

相談人数 4人(先着順)

相談時間 30分程度

その他 相談内容によっては、利益相反の事情から相談を受けられない場合もありますのでご了承ください。

申し込み・問い合わせ先
総務課庶務係
(32) 3111

― 代替栄養士を募集します ― 町立保育園で働いてみませんか

【募集人員】
・1名

【勤務場所】
・雲窓保育園

【勤務内容】
・栄養士業務および調理

【勤務形態】
会計年度任用職員
午前8時30分～午後5時15分

【休日】
・土曜日、日曜日、祝日

【任用期間】
・9月1日から令和4年3月31日まで

【応募資格】
・栄養士資格を有し、地方公務員法第16条の欠格事項に該当しない方

【給料(月額)】
・大学卒 17万7,000円
・短大卒 16万1,000円

【手当】
・通勤手当
・期末手当(12月)

【申込受付期間】

・7月16日(金)まで
・持込の場合は、午前8時30分から午後5時15分まで
・郵送の場合は、当日の消印有効

【提出書類】

・履歴書(顔写真付)
・栄養士証の写し

【採用方法】

・面接により決定します。

その他、不明点はお問い合わせください。

【申し込み・問い合わせ先】

町民課(とも係)
(32) 3114

御代田町内産「コシアブラ」 採取摂取の自粛を

町内に自生するコシアブラから、昨年度食品衛生法の基準値を超える放射性物質が検出されたことにより、国からの出荷制限及び、長野県から採取と摂取の自粛要請となっています。

山菜が旬な季節となりましたが、引き続き町内産コシアブラを「採らない」「食べない」「出荷しない」にご協力をお願いします。

なお、近隣の軽井沢町でも各種山菜(コシアブラ・タラノメ・ゼンマイ・コゴミ)の採取・摂取の自粛要請が出されています。また、コシアブラに関しては御代田町と同様に出荷制限も出されていますので、ご注意ください。

問い合わせ先

産業経済課耕地林務係
(32) 3113

「みよたメール配信サービス」登録2次元コード
詳しくは、「暮らしのカレンダー(裏表紙)」をご覧ください。



6月納期の主な町税・使用料など (納期限までに納めましょう)

- 町県民税(1期分)
- 国民健康保険税(1期分)
- 保育料(6月期分)
- 町営住宅使用料(6月分)
- 上水道使用料(6月期分)
大口5月使用分、一般4・5月使用分
- 下水道使用料(6月期分)
大口5月使用分、一般4・5月使用分(町営水道区域)
一般2・3月使用分(佐久水道区域)
- 農集排使用料(6月期分)
2・3月使用分
- 個別排水使用料(6月期分)
4・5月使用分

納期限
6/30 水曜日

佐久あすなるの会

ご家族が自死で亡くなると、残された人は孤独になりがちです。
佐久あすなるの会は、同じ体験をされた皆さまと安心して気持ちを語り、わかち合う場です。令和3年度は次の日程で開催しますので、ご参加ください。

日時

5月28日(金)、8月25日(水)
11月11日(木)、2月8日(火)
午後1時30分～3時30分

場所 佐久市内(安心してご参加いただくため、申込時に詳しくご案内します)

内容 ①受付 ②会のルールの説明(会のことは他では話さない・話したくないときは話さなくてもよいなど)

③自己紹介 ④わかち合い

⑤参加しての感想など

費用 100円(お茶代など)
参加対象者 ご家族(親、子ども、配偶者、兄弟姉妹)を自死で亡くされた方(予約制)

申し込み・問い合わせ先

佐久保健福祉事務所
健康づくり支援課
0267(63)3164
「あすなるの会の担当者」とお伝えください。

「有害鳥獣防除施設設置事業補助金」 「活用ください」

町では、有害鳥獣による農作物などへの被害の防止、軽減を図るため、有害鳥獣防除施設(資材費)に対する経費を交付しています。

本格的な農繁期を迎えるシーズンにおいては、毎年、鳥獣による被害や踏み荒らしなどの被害が多数報告されています。電気柵や防獣ネットなどの有害鳥獣防除施設を設置される場合は、町の補助金をご活用ください。

【補助対象者】

町内において自ら農地を所有し、または農地を借り受け、農業を営む個人または農業者団体

【補助対象経費】

電気柵または防護柵(防獣ネット等)の資材購入費

【補助率等】

補助対象経費の2分の1以内
上限10万円

【申請方法】

交付申請書に必要事項を記入し、資材の見積書、購入予定資材のカタログ、設置場所となる農地の位置図を添付のうえ、御代田町役場2階12番

窓口へ提出してください。

【補助金の申請に当たって】

①事前申請となっています。防除施設設置後の事後申請は、対象外です。

②防除対象鳥獣および設置先農地の面積や形状に基づき、十分な効果が発揮できる適正な施設規模および事業量となるよう、販売店とご相談のうえ計画してください。

③補助対象経費は、申請書に記載された設置場所を使用する資材の購入費のみが対象です。補助金交付後に不正が確認された場合などは、補助金相当額を返還していただきます。

④申請書に基づき補助金の交付決定について審査します。また、予算の範囲内において補助金を交付しますので、本年度分の予算に達し次第終了となります。あらかじめご了承ください。

申し込み・問い合わせ先

産業経済課農政係
(32) 3113

6月10日(木)児童手当支給 現況届の提出は6月中旬

令和3年2月分から令和3年5月分までの児童手当を6月10日(木)に指定口座へ振り込みます。受給者の皆さまは入金をご確認ください。

支給額(1人当たり月額)

《3歳未満》
一律 ……15,000円

《3歳～小学校修了前》
第1、2子 ……10,000円
第3子以降 ……5,000円

《中学生》
一律 ……10,000円

※所得制限を超過している受給者には、児童1人につき一律5,000円を支給します。

※お子さまの出生や中学生以下のお子さまの転入など、世帯員に異動があった場合には、児童手当の手続きが必要となります。

現況届の提出を忘れずに

現在、児童手当を受給されている方は、6月中旬に「現況届」の提出が必要です。用紙などは、6月上旬に送付しま

す。毎年「現況届」の提出は町民課窓口へ直接提出していただいていたのですが、今年度も新型コロナウイルス感染症拡大防止のため、同封する返信用封筒を使用して、郵送にて提出してください。ご理解ご協力をお願いします。

なお、現況届を提出していただかないと、6月分以降の手当を受けられなくなる場合がありますので、忘れずに提出してください。

現況届の添付書類

・受給者の健康保険被保険者証の写し(受給者が会社員で厚生年金等に加入している方。国民健康保険加入者は提出不要)

・その他にも、必要に応じて提出していただく書類があります。

問い合わせ先

町民課(とも係)
(32) 3114